

9 - 9 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

免 許 区 分	販 売 場 数			左のうち1年 以上引き続き 休止している 販売場数	販 売 業 者 数		
	卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に条 件が付されて いないもの	計				
	場	場	場	場	者		
販い旨 売なの 方い条 法もが にの付 条及さ 件びれ が卸て 付売い さに れ限も てるの	全 酒 類	49	1,016	1,065	99	777	
	ビ - ル	39	96	135	22	115	
	洋 酒	14	53	67	13	46	
	輸 出 入 酒 類	162	236	398	132	289	
	自製酒類	清酒、みりん	6	32	38	4	10
		合成清酒、しょうちゅう	4	17	21	1	3
		ビ - ル	-	18	18	1	2
		洋 酒	6	14	20	1	7
	計	16	81	97	7	22	
	その他の酒類	10	14	24	3	19	
	合 計	290	1,496	1,786	276	1,268	
合 計 ち の	小売業者の共同購入機関	11	2	13	3	11	
	卸売業者の共同購入機関	2	-	2	-	2	
	製造者の共同販売機関	2	2	4	-	2	
販限さ 売るれ 方旨て 法のい に条る 小件も 売がも に付の	全酒類	一般のもの	-	-	25,695	1,621	19,807
		特殊のもの	-	-	697	30	133
		期限付	-	-	-	-	-
	計	-	-	26,392	1,651	19,940	
	その他の酒類	一般のもの	-	-	150	49	75
		特殊のもの	-	-	764	64	459
		期限付	-	-	20	-	9
		みりんだけのもの	-	-	481	27	152
		薬用酒だけのもの	-	-	2,897	75	2,698
	計	-	-	4,312	215	3,393	
合 計	-	-	30,704	1,866	23,333		
媒 介 業	-	-	62	14	38		
代 理 業	-	-	-	-	-		

調査時点：平成17年3月31日

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

9 - 10 免許場数の累年比較

(単位 場)

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	ビール	その他	計		卸売のできるもの	小売に限るもの	計
12	375	10	20	41	45	291	782	474	1,917	27,049	28,966
13	371	11	20	44	41	304	791	469	1,899	27,836	29,735
14	365	11	19	44	42	319	800	462	1,875	28,305	30,180
15	358	11	19	46	42	442	918	456	1,817	29,913	31,730
16	347	9	18	53	39	406	872	449	1,786	30,704	32,490

調査時点：翌年3月31日